

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定及び議会の議決による専決処分事項の指定（平成18年6月20日議決）により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年3月15日提出

白浜町長 井潤 誠

記

- 1 処分事項 物損事故に対する損害の賠償
- 2 専決年月日 令和6年2月19日

白専第2号

専決処分書

令和5年10月6日、公用車の運転中に発生した物損事故に関する損害の賠償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び議会の議決による専決処分事項の指定（平成18年6月20日議決）により、下記のとおり専決処分する。

令和6年2月19日

白浜町長 井潤 誠

記

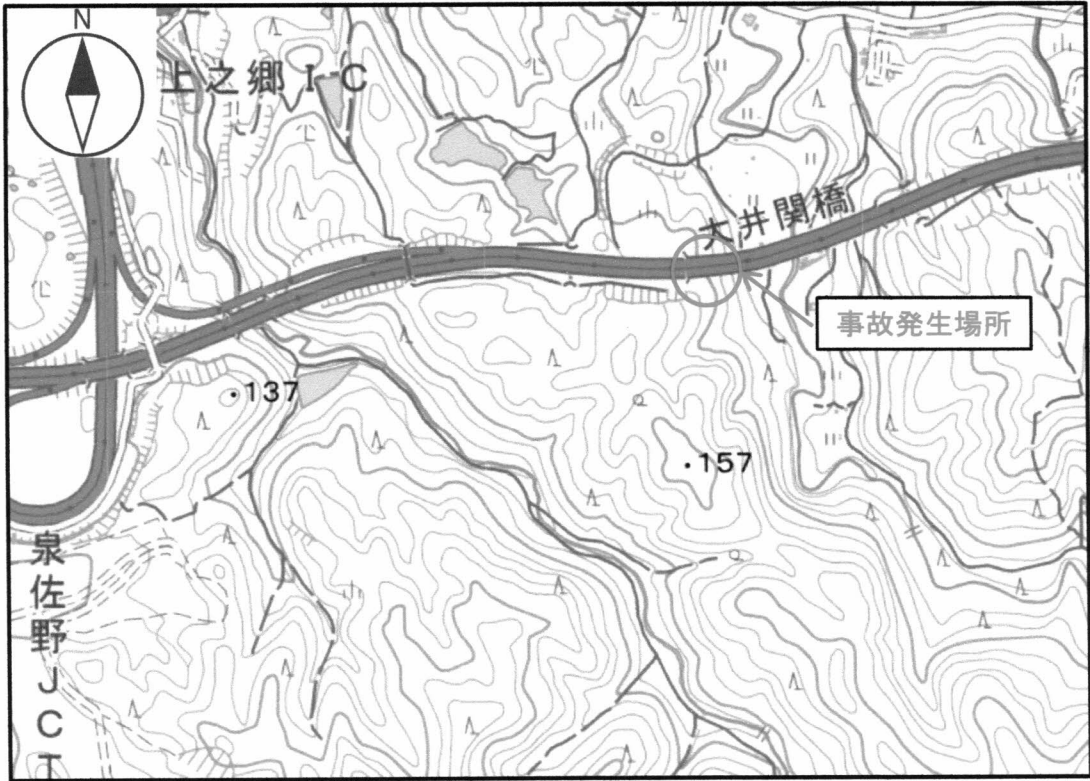
1. 賠償の理由 物損事故
2. 賠償の金額 一金429,135円
3. 賠償の相手 和歌山県岩出市在住
個人

物損事故に対する損害賠償額の算定方法について

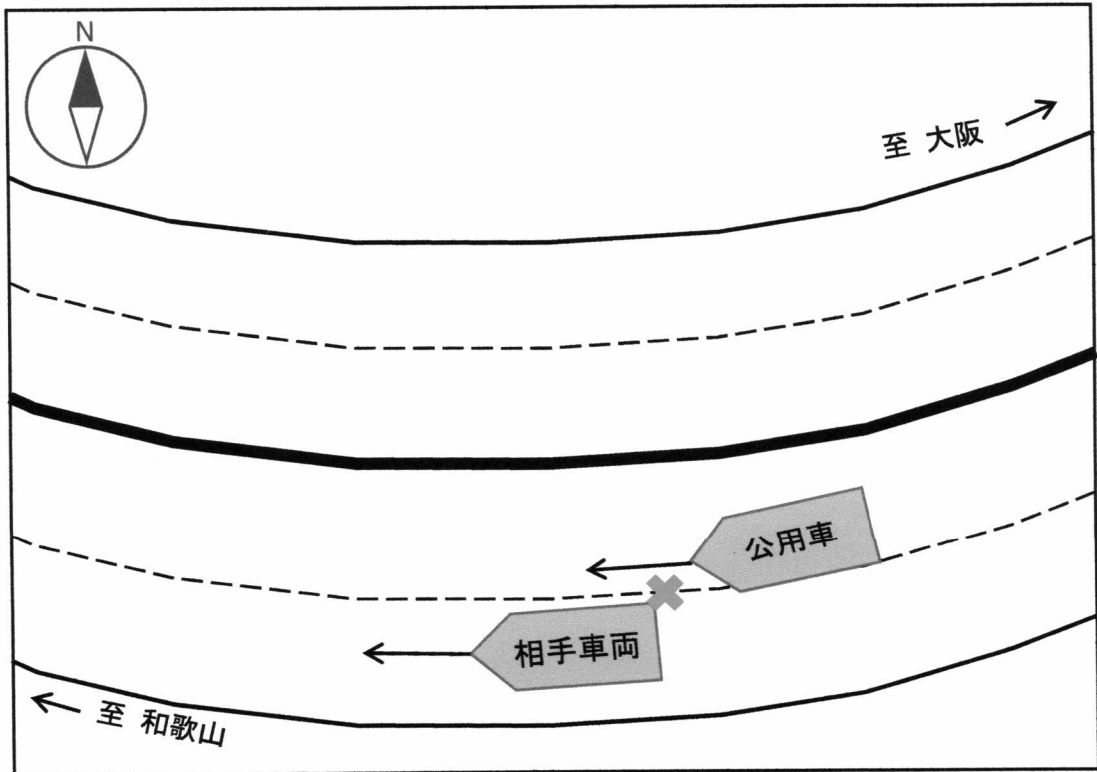
1. 事故発生日時 令和5年10月6日(金) 午後10時30分頃
2. 事故発生場所 大阪府泉佐野市上之郷阪和自動車道(大井関橋付近)
3. 事故の相手 和歌山県岩出市在住
個人
4. 事故の概要 総務課職員が公用車で高速道路を白浜方面へ走行中、右カーブ地点で並走していた相手方車両の右後方と相手方走行レーンにおいて接触し、双方破損した。
5. 損害額 白浜町
73,365円
事故の相手
476,817円
(内訳) 車両修理費 387,717円
代車費 89,100円
6. 示談内容 損害額については、過失割合(町90%、相手10%)で負担する。
7. 賠償額 429,135円

参考資料

事故発生場所位置図



事故発生状況図



参考資料

〈公用車〉



〈公用車 左前方部〉



〈相手車両〉



〈相手車両 右後部〉



議案第 3 2 号

白浜町税条例の一部を改正する条例について

白浜町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 5 日提出

白浜町長 井 潤 誠

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町税条例の一部を改正する条例

白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p>第5条の2 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第5条 (略)</p>

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

白浜町税条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第34号）の公布に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、当該地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人の町民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとする。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 33 号

白浜町下水道条例の一部を改正する条例について

白浜町下水道条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月15日提出

白浜町長 井潤 誠

理 由

下水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町下水道条例の一部を改正する条例

白浜町下水道条例（平成18年白浜町条例第159号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同項第43号中「第37号」を「第38号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項第43号の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

白浜町下水道条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第14条 法第12条の11第1項の規定による次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.2</u>ミリグラム以下</p> <p>(6)～(42) (略)</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（<u>第38号</u>に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>	<p>第14条 法第12条の11第1項の規定による次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム<u>0.5</u>ミリグラム以下</p> <p>(6)～(42) (略)</p> <p>(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（<u>第37号</u>に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>

白浜町下水道条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

政令の一部改正により、関係規定に所要の整備を行う。

- (1) 六価クロム化合物に係る排水基準を0.5ミリグラム以下から0.2ミリグラム以下に改める。
- (2) 大腸菌に係る排水基準をより正確な指標である「大腸菌数」に改める。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。ただし、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第34号

令和5年度

白浜町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度白浜町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度白浜町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,355千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ14,013,545千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月15日提出

白浜町長 井潤 誠

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金		721,274	△3,355	717,919
	2. 基金繰入金	686,623	△3,355	683,268
歳入合計		14,016,900	△3,355	14,013,545

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		4,178,682	△3,355	4,175,327
	1. 社会福祉費	3,167,000	△3,355	3,163,645
歳出	合計	14,016,900	△3,355	14,013,545

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰入金	721,274	△3,355	717,919
歳入合計	14,016,900	△3,355	14,013,545

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	4,178,682	△3,355	4,175,327				△3,355
歳出合計	14,016,900	△3,355	14,013,545				△3,355

2 歳 入

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 基金繰入金	686,623	△3,355	683,268	1. 財政調整基金繰入金	△3,355	財政調整基金繰入金 △3,355
計	686,623	△3,355	683,268			
歳入合計	14,016,900	△3,355	14,013,545			

3 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 老人福祉費	1,139,577	△3,355	1,136,222				△3,355	27. 繰出金	△3,355	後期高齢者医療特別会計繰出金 △3,355
計	3,167,000	△3,355	3,163,645				△3,355			
歳出合計	14,016,900	△3,355	14,013,545				△3,355			

議案第35号

令和5年度

白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度白浜町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,260千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ708,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月15日提出

白浜町長 井潤 誠

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		242,391	6,615	249,006
	1. 後期高齢者医療保険料	242,391	6,615	249,006
3. 繰入金		428,876	△3,355	425,521
	1. 繰入金	428,876	△3,355	425,521
歳入合計		705,123	3,260	708,383

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		657,956	3,260	661,216
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	657,956	3,260	661,216
歳出	合計	705,123	3,260	708,383

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	242,391	6,615	249,006
3. 繰入金	428,876	△3,355	425,521
歳 入 合 計	705,123	3,260	708,383

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	657,956	3,260	661,216				3,260
歳出合計	705,123	3,260	708,383				3,260

2 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 後期高齢者医療保険料	242,391	6,615	249,006	1. 現年度分特別徴収 保険料	6,615	現年度分特別徴収保険料 6,615
計	242,391	6,615	249,006			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 繰入金

1. 一般会計繰入金	428,876	△3,355	425,521	1. 事務費繰入金	△3,355	事務費繰入金 △3,355
計	428,876	△3,355	425,521			

歳 入 合 計	705,123	3,260	708,383			
---------	---------	-------	---------	--	--	--

3 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	657,956	3,260	661,216				3,260	18. 負担金、補助及び交付金	3,260	後期高齢者医療広域連合納付金 3,260
計	657,956	3,260	661,216				3,260			
歳出合計	705,123	3,260	708,383				3,260			